

不利益処分の処分基準

処 分 名	闘争・泥酔等の場合の給付制限		
根拠法令及び条項	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第61条		
所 管 部 課 名	市民健康部 保険年金課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第12条	
	基 準	<p>1 被保険者が、闘争・泥酔・著しい不行跡により、疾病・負傷したとき。</p> <p>○同法第61条 療養の給付等を行わない。</p> <p>◎保険事故としての疾病・負傷の程度や範囲は、診療の必要性に関する医学上の客観的判断による。</p>	
	設定年月日	昭和34年4月1日	最終変更年月日
備 考			